

令和3年1月12日
交 通 局

緊急事態宣言の対象区域に京都府が追加された場合の 市バス・地下鉄の深夜ダイヤの運行休止について

本市では、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、緊急事態宣言の対象区域に京都府が追加された場合には、下記のとおり市バス・地下鉄の深夜ダイヤの運行を休止する予定です。

記

1 市バス

深夜バスとして、平日・土曜ダイヤ時に特別料金（通常料金の倍額）で運行している以下の4系統を運休する予定です。

- (1) MN17号系統 京 都 駅 (24:00 発) → 河原町通・銀閣寺方面
- (2) MN205号系統 京 都 駅 (24:00 発) → 西大路通・金閣寺方面
- (3) MN204号系統 北大路駅 (24:45 発) → 高野・銀閣寺方面
- (4) MN特西3号系統 桂 駅 (24:00 発) → 洛西ニュータウン方面

2 地下鉄

毎週金曜日に烏丸線及び東西線の終電を30分延長している地下鉄深夜便「コトキン・ライナー」（烏丸御池駅を24:25に全方向一斉発車）を運休する予定です。

3 運休開始日

改めてお知らせします。

4 お客様への周知

休止に当たっては、市バス・地下鉄を御利用のお客様に対し、交通局ホームページのほか、市バス停留所（対象箇所のみ）、市バス車内、地下鉄駅、地下鉄車内等で速やかにお知らせします。